

令和7年度 就学援助のご案内 -学用品費等の援助-

経済的理由により学用品費などの支払いが困難なご家庭への援助です。
年度ごとに申請が必要です。

1. 対象となる世帯

- ◎ 令和7年以降に離職等で収入が著しく減少した世帯
- ◎ 世帯全員の前年合計所得がおおむね下表の金額より少ない世帯

世帯の人数	世帯構成 (例)	基準となる年間所得 (年収の金額は給与の源泉徴収票の支払金額です)
2人	母35才 子7才	およそ 232万円 (⇒年収 357万円)
3人	父35才 母33才 子7才	およそ 266万円 (⇒年収 400万円)
4人	父42才 母36才 子(11才,8才)	およそ 316万円 (⇒年収 463万円)
5人	父45才 母38才 子(14才,11才,5才)	およそ 358万円 (⇒年収 515万円)

表の金額は年齢等で異なります。目安としてご覧ください。

※住居が賃貸の場合、契約書のコピーを提出いただくと、基準となる年間所得額が高くなります(最大 74万円)。
※対象となるかわからない場合でも申請できます。

2. 援助の内容 (予定)

※給食費は、原則無償化で対応となります。

◇ 学用品費等 (8月は除く)

小1 1,203円/月 (3月1,200円)
小2~6 1,410円/月 (3月1,400円)

中1 2,277円/月 (3月2,270円)
中2~3 2,483円/月 (3月2,480円)

◇ 新入学学用品費

小1 57,060円 ⇒ 7月に支給
中1 63,000円

※入学前支給を受けていない4・5月から援助の方が対象

<入学前支給>

翌年度 新小1 57,060円 ⇒ 2月に支給
小6 63,000円

※新入学学用品費の支給は、1度限りとなります。

◇ 林間学校 (実施する学年)

小 3,690円
中 6,210円
⇒ 実施3~4ヶ月以降に支給

◇ 修学旅行 (実施する学年)

学校が定めた金額で保護者が負担した額
(自由行動中にかかる経費を除く)
⇒ 実施3~4ヶ月以降に支給

◇ 体育実技用具費 (中学体育の柔道着)

7,650円以内で実費を援助
※個人で購入の場合、領収書を学校に提出

◇ 医療費

・学校から治療を勧められたむし歯など指定された疾病に対する医療券を持って医療機関を受診した場合、保険診療分を援助

※生活保護を受けている場合は、修学旅行費・医療費のみが対象となり、ほかは生活保護費から支給されます。

3. 申請方法

*窓口の混雑緩和のため、学校提出または教育総務課への郵送による提出をお願いいたします。

◇ 提出書類 「令和7年度 就学援助申請書」

◇ 提出先 小・中学校 * お子さんを通じて学校に提出する場合、封筒に入れ封をして、学校事務宛に提出。
または
教育総務課 * 郵送で提出する場合…〒359-8501 所沢市並木1-1-1 教育総務課宛
(所沢市役所6階) * 窓口で記載する場合…申請者の口座がわかるものをお持ちください。

◇ 申請時期 年度当初 … **2/3(月)～4/15(火)** に申請 ⇒ 4月から援助
年度途中 … 毎月**15日**(土日祝の場合、翌開庁日)までに申請 ⇒ その月から援助
例：4月16日～5月15日に申請 ⇒ 5月から援助

◎ 令和7年1月2日以降に所沢市へ転入された方は以下の書類をご提出ください。

	収入ありの方	収入なしの方
提出書類	令和7年度 課税証明書 または所得証明書	令和7年 非課税証明書 または所得証明書

※前市区町村で6月以降に発行。確定申告された方は申告書控えでも可。

4. 審査結果の通知

教育委員会から所得審査の結果（認定・否認定）を申請者に郵送で通知します。

申請した時期	結果の通知
2月～6月中旬	7月上旬
6月中旬～	申請後1ヶ月くらい

5. 申請にあたって

- ◎ 所得を未申告の場合は審査できません。所得がない場合でも、扶養に入っていない方は、市民税課にて「個人住民税の申告」を行い、申告書の控えを教育総務課にご提出ください。
- ◎ 年度途中に世帯に変更(婚姻・離婚・転居・転出入・死別等)があると、改めて申請が必要な場合があります。世帯に変更があったときは、お問合せください。
- ◎ 卒業前の小6(新中1)は小学校に申請書をご提出ください。
- ◎ ご不明な点がありましたら、お問合せください。

—お問合せ—

所沢市教育委員会 教育総務課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

(平日 8:30～17:15)

電話 04-2998-9232

FAX 04-2998-9128

メール a9232@city.tokorozawa.lg.jp